

村民 各位

天龍村長 永嶺 誠一

6月22日以降の天龍村としての対応について

～「新しい生活様式」の定着と経済活動の両立～

1 現状・基本認識

これまで往来について慎重な対応をお願いしてきた6都道県(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、福岡県)についても、東京都を除いては直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者が1.0人を下回るなど、感染状況は落ち着いているといえますが、6月19日に県境を越えての往来制限が解除されたこともあり、引き続き新型コロナウイルス感染症のリスクが懸念されるところです。

長野県の基本認識では、ウイルスとの共存を図るために「新しい生活様式」の定着に向けた取組みを重点におき、感染拡大に対する備えなどの感染対策を実施しながら、経済再生を図ることとしており、当村においても6月22日以降の対応について、村民生活と経済活動の支援を図りつつ、引きつづいて感染防止対策について進めてまいります。

2 「新しい生活様式」の定着を推進するための取組

(1) 「新しい生活様式」の定着推進

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、村民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、「信州版『新たな日常のすすめ』」について村民に周知し、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進します。

※「信州版『新たな日常のすすめ』」(別添のとおり)

(2) 県外との往来

県外の感染状況を常に注視し、感染拡大が生じた場合は往来に際して慎重な対応を行うようお願いいたします。

現在、東京都においては新規感染者数が比較的高い水準にあるため、引き続き往来に際しては慎重をお願いいたします。往来が必要な場合には、人ごみを避け、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、自らの健康観察を行うようお願いいたします。

(4) 観光・宿泊施設等について

多数の人が利用する施設・店舗等では、適切な感染防止策(入場者の制限、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所での定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入り口での検温、マスクの着用、換気等)の徹底をお願いいたします。

特に、多くの県外者の利用が見込まれる観光・宿泊施設においては、施設利用者名簿の作成による連絡先等の把握について、ご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が**目・鼻・口**に入ることによって感染します（**飛沫感染**）。また、**ウイルス**がついた手で**目・鼻・口**に触れることによって感染します（**接触感染**）。

感染を防止するための行動を**自ら考え実践**しましょう。

- 感染防止の3つの基本（**身体的距離の確保**、**人込みの中でのマスク着用**、**手洗い**）を徹底しましょう。
- 「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を回避しましょう。
- 毎日の**健康チェック**を欠かさずに行いましょう。風邪症状があるときは、外出を避け、症状が長引くときや息苦しさや高熱などの**強い**症状がある時は、かかりつけ医や保健所に相談しましょう。

事業者の皆様は、次の取組をお願いします。

- **マスク着用**や**小まめな手洗い**をスタッフに徹底させましょう。
- スタッフの**体調管理**、**健康チェック**を行いましょよう。
また、発熱の症状などがある人が**休みやすい環境**を整えましょう。
- **「3つの密」**（密閉、密集、密接）を作らない環境の整備に取り組みましょう。
- 施設内の**定期的な換気**や設備、器具などの**定期的な消毒・洗浄**を行いましょよう。
- **在宅勤務**や、**時差出勤**、**交代制勤務**などによる勤務時間の**分散等**を推進しましょよう。
- お客様にも**咳エチケット**や**手洗い**を呼びかけましょよう。
- **「新型コロナウイルス対策推進宣言」**を積極的に行うなど、お店の取組をお客様に**お知らせ**しましょよう。

(別表1)

天龍村公共施設等における当面の対応について

令和2年6月18日
天龍村

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全国すべての都道府県において解除されたことを受け、当村における公共施設等の対応は、当面下記とおりといたします。

ただし、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、対応の内容を見直す場合があります。

記

施設名	所管課(係名)	対応内容	実施期間
和知野川キャンプ場	地域振興課(商工観光係)	全施設を閉鎖します。	令和2年5月16日～令和2年6月30日
大河内森林公園キャンプ場	地域振興課(商工観光係)	全施設を閉鎖します。	令和2年5月16日～令和2年6月30日
ニセンジパターゴルフ場	地域振興課(商工観光係)	通常営業(火曜定休日)	令和2年5月20日～
天龍温泉おきよめの湯	天龍温泉	通常営業(レストランゆとりを含む)(火曜定休日)	令和2年6月1日～

教育委員会関係施設使用制限について

【基本的事項】			
(1) 制限期間【令和2年(2020年)6月1日(月)から当面の間】			
(2) 利用可能者は軽度の風邪症状等の無い者に限る。 (利用日から起算して2週間以内に軽度の風邪症状等を感じた方の使用は認めません。) 利用者全員の名簿をご提出ください。(万が一、利用者の中に感染者がいた場合、後日確実に全員に連絡および調査が行えるようにするため)。 本名簿はこの目的以外には使用しません。			
(3) 新型コロナウイルスの集団発生防止のため、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声する密接場面」とならない配慮をお願いします。(換気の徹底、隣の方と2m以上の間隔を保つ等)			
施設名	使用可否	備考	連絡先
天龍村文化センターなんでも館	一部制限	・利用可能な時間は、1時間以内とします。	天龍村教育委員会事務局 電話 0260-32-3206
天龍村図書館	一部制限	・利用可能な時間は30分以内とします。 ・館内での飲食は禁止です。	
天龍村村民体育館	閉鎖		
天龍村営グラウンド	一部制限	・教育委員会へ事前申し込みがあった者に限り許可する。 申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。 事前申込のない使用については禁止させていただきます。	
天龍村テニスコート	一部制限	・教育委員会へ事前申し込みがあった者に限り許可する。 申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。 事前申込のない使用については禁止させていただきます。	
天龍村コミュニティーセンター	一部制限	・教育委員会へ事前申し込みがあった者に限り許可する。 申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。 事前申込のない使用については禁止させていただきます。 ・利用可能な時間は1時間以内とします。	

その他関係施設

施設名	管理者	対応内容	実施期間
ふれあいステーション龍泉閣	ふれあいステーション龍泉閣	1階レストラン 通常営業 昼11:00～14:00、夜16:30～20:00 (月曜日休業)	令和2年6月2日～
		4階ラウンジ通常営業17:00～21:00 (月曜日休業)	令和2年6月2日～
		龍泉の湯 通常営業 平日15:00～21:00(受付終了) 土日祝日12:00～21:00(受付終了)	令和2年6月1日～
養護老人ホーム天龍荘	天龍村社会福祉協議会	面会は全面禁止。職員は就業前の検温実施、マスク着用。	当面
特別養護老人ホーム天龍荘	天龍村社会福祉協議会	面会は全面禁止。職員は就業前の検温実施、マスク着用。	当面
天龍村デイサービス	天龍村社会福祉協議会	利用者は利用前に検温して、通常営業	当面